

令和7年度（仮称）和泉市立槇尾学園特認校児童生徒募集要項

20230121 更新

本要項による募集は「令和7年4月転入学」予定の児童生徒を対象とした、転入学前の事前募集です。

（仮称）槇尾学園（以下「槇尾学園」という。）は、義務教育9年間を通して特色ある教育活動を展開することで豊かな人間性を培うとともに、これからの社会に求められる資質・能力を育むことを目的とした施設一体型義務教育学校として令和7年4月の開校を予定しています。

子どもの通う学校は、教育委員会が定めた就学区域により指定されますが、特認校とは、当該校の特色ある教育環境の中で、子どもを学ばせたい、学びたいという保護者や児童生徒に、一定の条件のもと、特別に他の校区からの入学・転学を認めるものです。

槇尾学園への転入学を希望される保護者の方は、下記の内容をご確認のうえ、お申し込みください。

1 特色ある教育活動

槇尾学園では、児童生徒の発達段階を捉えた義務教育9年間の系統的な教育課程のもと特色ある教育活動に取り組みます。

（1）独自の少人数学級

1学級20人程度の少人数学級の学習環境とすることで、一人ひとりの主体性を活かした活躍の機会の創出やきめ細かな対応による学習活動を展開します。

（2）コミュニケーションに重点を置いた9年間の系統的な英語学習

1年生から英語に慣れ親しみ、9年生の卒業時には知識としてだけでなく、英語をコミュニケーションのツールとして使えるよう、標準的な時間数よりも多くの授業を実施します。

（3）豊かな自然を活かした学習

低学年を中心に、父鬼川や槇尾山など校区にある自然や南横山小学校などを学習フィールドに、自然体験や農業体験、環境学習に取り組み、豊かな情操を育みます。

（4）独自教科「槇尾学」

地域資源（産業、商業、自然、施設、地域人材など）を教材に問題発見力や問題解決力、主体的・協働的に課題に取り組む態度、情報活用力などを育成します。

（5）学習モデル研究校として

情報化・グローバル化などに向けた先進的な学習モデル、研究校として積極的に新しい学びにチャレンジします。

2 募集対象

令和7年度に小学校、中学校、義務教育学校のいずれかに就学する児童生徒の内、「6 募集予定人数」に該当する学年の児童生徒

3 応募条件

保護者は、次の項目をすべて満たしていることが条件となります。

- （1）令和7年4月時点で和泉市内に住所を有し、小学校・中学校・義務教育学校に就学中または就学を予定する者の保護者であること。
- （2）自らの責任と負担において当該の児童生徒を通学させること。
- （3）槇尾学園の教育活動などについて理解し、協力すること。
- （4）その他、教育委員会ならびに槇尾学園の取り決めやルールを遵守すること。

4 令和7年度転入学までの流れ

1. ①「令和7年度（仮称）榎尾学園 特認校入学・転学申込書」（以下「申込書」という。）を和泉市教育委員会事務局 学校教育室へ提出、または、②専用フォームから。

①申込書による場合

※申込書配布方法

- 配布場所：和泉市教育委員会事務局 学校教育室（和泉市役所5階）
- ホームページからダウンロード：下記URL または右記QR コードからダウンロード
URL：https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/kyouikubu/soumuka/tekiseihaichi/18868.html



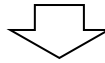
※申込書受付方法

- 窓口での受付 和泉市教育委員会事務局 学校教育室（和泉市役所5階）
午前9時から午後5時まで。ただし、土・日・祝日は除く。
- 郵送による受付 下記お問合せ先住所あてに送付してください。
各期間最終日の消印有効

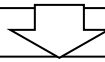
②専用フォームによる場合

※下記URL または、右記QR コードから

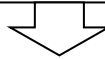
URL：https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/cgi-bin/inquiry.php/152



2. 申し込み期間
第2期 令和6年1月21日(日)～2月22日(木)

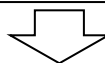


3. 面談の実施
- ・榎尾学園のことや特認校制度などについてご理解いただけるよう面談を行います。
 - ・面談日 令和6年3月16日(土) 和泉市教育センター
 - ・面談の時間帯は郵送にて個別にご連絡します。



4. 令和7年度（仮称）榎尾学園就学予定者名簿登載
- ・応募条件を満たし、かつ面談等により就学要件を満たした方は、「令和7年度（仮称）榎尾学園就学予定者名簿」（以下「名簿」という。）に登載されます。※抽選により就学優先順位を付して登載します。
 - ・就学定員内に入らなかった方は、補欠とします。
 - ・名簿に登載された児童生徒は、榎尾学園開校までは現在就学している学校へ通学します。

令和5年度	転入学申し込み ⇒ 面談 面談の結果をもって、就学優先順位を付して名簿に登載
令和6年度	■ 就学前児童・・・就学中の幼稚園等へ通園、通所 ■ 小学校新1～6年生、中学校新1、2年生・・・就学区域の学校に入学・通学



5. 令和7年4月榎尾学園へ転入学
- ・名簿登載者の内、就学定員内の方は令和7年4月に榎尾学園へ就学
 - ※ただし、就学定員に達した学年において令和6年9月末までに榎尾学園の校区に転入があった場合は、名簿登載順位に基づき、就学者を繰り下げ、補欠に回っていただくこととなります。

5 就学定員

1学級20人程度（学年上限46人）※在校生を含む

6 募集予定人数

令和5年12月28日現在

1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	7年生	8年生	9年生
—	—	16人	13人	—	10人	—	5人	13人

（各学年児童生徒数は令和7年度時）

7 令和7年度（仮称）槇尾学園就学予定者名簿について

- ※1. 応募条件を満たし、かつ面談等により就学要件を満たした方は、名簿に登載されます。
- ※2. 名簿登載にあたっては、抽選を行い、就学優先順位を付して登載します。
- ※3. 就学定員内に入らなかった方は、補欠となります。
- ※4. 辞退があった場合は、就学優先順位に基づき、繰り上げとなります。
- ※5. 就学定員に達した学年において、令和6年9月末までに槇尾学園の校区に転入があった場合は、名簿登載順に基づき就学者を繰り下げ、補欠に回っていただくこととなります。
- ※6. 名簿登載者の内、きょうだいがすでに南横山小学校で特認校制度を利用している方は、優先的に扱うものとします。

例) 8年生の場合

- ・ 第1期にて10人募集のところ5人が応募し、面接後、名簿登載者に就学優先順位を1から5まで付与
- ・ 第2期5人の募集

■第2期 7人の名簿登載者があった場合

→ 抽選を行い6から12まで就学優先順位を付与

	就学定員内						補欠1	補欠2
就学優先順位	1~5	6	7	8	9	10	11	12

■ 辞退が1人あった場合（就学優先順位10が辞退で例示）

	就学定員内							補欠1
就学優先順位	1~5	6	7	8	9	10	11	12

■ 令和6年9月末までに（仮称）槇尾学園の校区に1名の転入があった場合

	就学定員内					補欠1	補欠2	補欠3
就学優先順位	1~5	6	7	8	9	10	11	12

8 お問い合わせ先

〒594-8501

和泉市教育委員会事務局 学校教育室（和泉市役所5階） 電話 0725-99-8159